

## 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度施行細則

- 第1条 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則（以下「認定規則」という）の施行にあたって、規則に定められた以外の事項については、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医制度施行細則に従って運営するものとする。
- 第2条 認定規則第10条に規定する認定委員会の定数は、8名以上15名以内とする。
- 2 認定委員会の委員（以下、認定委員）は、学会会員であるとともに、指導医若しくは専門医あるいは認定医でなければならない。
  - 3 認定委員は、理事会の議を経て、学会理事長が委嘱することとする。
  - 4 認定委員となる者のうち、大学の専任者あるいは学外の委員の数は相互に委員総数の3分の2を越えることができない。
- 第3条 認定規則第14条に規定する小委員会は、認定委員会が必要に応じて置くことができる。
- 2 小委員会の目的、業務及び委員の定数は、認定委員会で決定する。
  - 3 小委員会を設置あるいは改廃する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 第4条 認定委員会は、施行に必要な内規を定めることができる。内規を制定あるいは改廃する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 第5条 認定を受けた者、施設あるいは講習会は、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会ウェブサイトに掲載される。
- 第6条 認定規則第15条、第21条、第27条、第33条に規定する認定の審査、認定試験および第39条、第45条に規定する認定の審査は、毎年1回実施することとし、学会は審査を開始する3カ月前までに、認定の申請受付日及び審査実施期間を告示するものとする。
- 第7条 認定規則第51条に定める審査は、申請後直ちに実施するものとする。
- 第8条 認定規則第53条に定める申請書類は以下のとおりとする。
- (1) 認定申請書（様式1）
  - (2) MG講習会開催情報（任意形式）
  - (3) 開催案内、参加申込書等の学会ウェブサイトに掲載する情報（任意形式）
- 第9条 認定規則第56条に関し、認定更新の申請は失効期日の一年前から行うことができる。
- 第10条 認定証の記載事項に変更が生じたとき、ならびに認定証を亡失または毀損したときは、再発行申請書に手数料を添えて認定委員会に提出し、再交付を受けることができる。手数料については1万円とする。
- 第11条 本施行細則の改廃は、認定委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

### 附則

- 1 この施行細則は、令和4年12月3日より施行し、令和5年4月1日より適用する。